平成２５年（フ）第９５０号
埼玉県川口市柳崎１丁目12番３―101号　県営川口柳崎第２団地
債務者　坂口　惠子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５７号
埼玉県上尾市大字地頭方589番地２　パレスグリーンフォレスト202
債務者　松下　久重
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９２号
埼玉県加須市旗井518番地１　レジェンドパークⅠ201
債務者　草薙　隆志
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００２号
埼玉県蓮田市西城３丁目８番地　セラーノハイツＡ―103号
債務者　大村　　清
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３３号
さいたま市桜区田島８丁目13番７号　ウエストウイング308号室
債務者　小泉　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３４号
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目４番地17　筑紫ハイムＡ―102号
債務者　河野　吉伸
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３６号
埼玉県幸手市大字上高野2755番地１―104号　チサンマンション幸手
債務者　稲毛田とめ
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５２号
さいたま市北区吉野町１丁目332番地19　Ｔ．Ｓコーポラス101
債務者　堀内　崇晃
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―19―303
債務者　長島　洋一
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６８号
埼玉県川口市前川１丁目９番６号　ユキハイツ203号
債務者　吉澤　忠彦
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
埼玉県所沢市小手指南２丁目１番地の14アーバンライフ・アイ102
債務者　出口　慶真
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７３号
群馬県高崎市中尾町170番地８号
債務者　ＭＵＨＡＭＭＡＤ　ＡＳＩＦ　ＫＨＡＮ
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０２４号
埼玉県川口市柳根町１番32号　パームハイツＣ棟１号
債務者　畑井　善光
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２５号
埼玉県川口市柳根町１番32号　パームハイツＣ棟１号
債務者　畑井由起子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６１号
埼玉県和光市白子３丁目40番８号　エコーハイツ203、旧住所埼玉県志木市本町３丁目９番７号　ラール志木205号
債務者　高橋　武敏
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７８号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台４丁目80番地　サンビレッジ内宿102、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5329番地１
債務者　佐藤富子こと　朴　　富子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番16―406号
債務者　三上　和博
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係